

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.006

処 分 名	高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料の減免
処 分 の 概 要	生活援助員を派遣した場合に徴収する手数料の減免が受けられる場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例（平成 17 年条例第 104 号）第 5 条
審 査 基 準	次のいずれかに該当する場合は、手数料を減額、又は免除します。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活保護の受給に至ったとき。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。 (3) 天災その他特別の事情があるとき。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第 2 別館 2 階 高齢者支援課窓口への提出
備 考	

■春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護の受給に至ったとき。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。
- (3) 天災その他特別の事情があるとき。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋